

旭市内で屋根工事の訪問販売に関するトラブルが発生しています。実際にあった相談事例を紹介します

【事例】

近所で工事をしているという業者が「屋根瓦が剥がれているのを見つけたので訪問した」と言って突然来訪した。点検は無料とのことで、点検だけのつもりで依頼したら「このままだと雨漏りがする」と言われ、契約を急かされた。近所の工務店にも見積もりを依頼したが「忙しくてすぐには見に行けない」と言われた。来訪した業者はすぐに修理してくれるとのことだったので、契約をすることにした。

後日足場を組まれたときに家族に知られ、家族から高額な契約だと反対されたので、解約をしたい。

【センターでの対応】

住まいに関する悩み事を相談できる、国土交通大臣指定の相談窓口「住まいのダイヤル」に契約内容を確認したところ、適切な工事とはいえず、金額も高額と判断されるものでした。契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフが可能です。今回は不適切な工事をせずに済みました。

アドバイス

○すぐに修理してくれるという業者に心が揺れますが、



突然の勧誘には冷静に判断をする時間を取り、見積もりは2～3社から取って比較検討しましょう。

- 「火災保険を使えば実質無料で屋根工事ができる」と保険申請代行契約を勧誘されたケースでは、高額なキャンセル料(保険金の40～50%)を請求されるトラブルが多発しています。まずは保険会社にご自身で相談しましょう。
 - 被害に遭う人は高齢者だけの世帯が多いので、家族は1週間に1度は高齢者の様子を伺うようにし、万が一のときは被害の救済ができるようにしましょう。
- ※「住まいのダイヤル」の相談窓口電話番号は0570-016-100です。

旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)